

令和8年8月12日
【照会先】
埼玉労働局雇用環境・均等部指導課
課長 武田 昌代
労働紛争調整官 河野 道子
(代表電話) 048 (600) 6269

「令和7年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します
～総合労働相談件数は、昨年度より3.3%増の52,750件～

埼玉労働局は、このたび、「令和7年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談件数は52,750件で昨年度よりも増加。助言・指導申出件数及びあっせん申請件数も大幅に増加。

・ 総合労働相談件数	52,750 件（前年度比	3.3% 増加）
⇒ うち法制度の問い合わせ	31,128 件（前年度比	1.2% 増加）
⇒ うち労働基準法等の違反の疑いがあるもの	10,301 件（前年度比	9.5% 増加）
⇒ うち民事上の個別労働紛争※4相談件数	10,944 件（前年度比	12.7% 増加）
・ 助言・指導申出件数	275 件（前年度比	26.1% 増加）
・ あっせん申請件数	160 件（前年度比	45.5% 増加）

※参考 全国の総合労働相談件数 1,198,010件（前年度比0.3%減少）

2 民事上の個別労働紛争における相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てにおいて、「いじめ・嫌がらせ」※5の件数が引き続き最多。

- ・ 民事上の個別労働紛争における相談件数は、2,864件（前年度比16.8%増）で最多(全体の24%)
- ・ 助言・指導の申出は、56件（同69.7%増）で、最多
- ・ あっせんの申請は、65件（同116.7%増）で、最多

※参考 全国の民事上の個別労働紛争における相談件数277,053件、うち、「いじめ・嫌がらせ」は55,614件(全体の17%)

※1～5については次頁をご参照ください。

- ※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内の県内9か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。
- ※5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント（注）に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争」のうち「いじめ・嫌がらせ」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している（以下、本資料において同じ。）。

〈参考〉 令和7年度の同法に関する相談等の状況

同法に関する相談件数：2,351件（前年度2,142件）

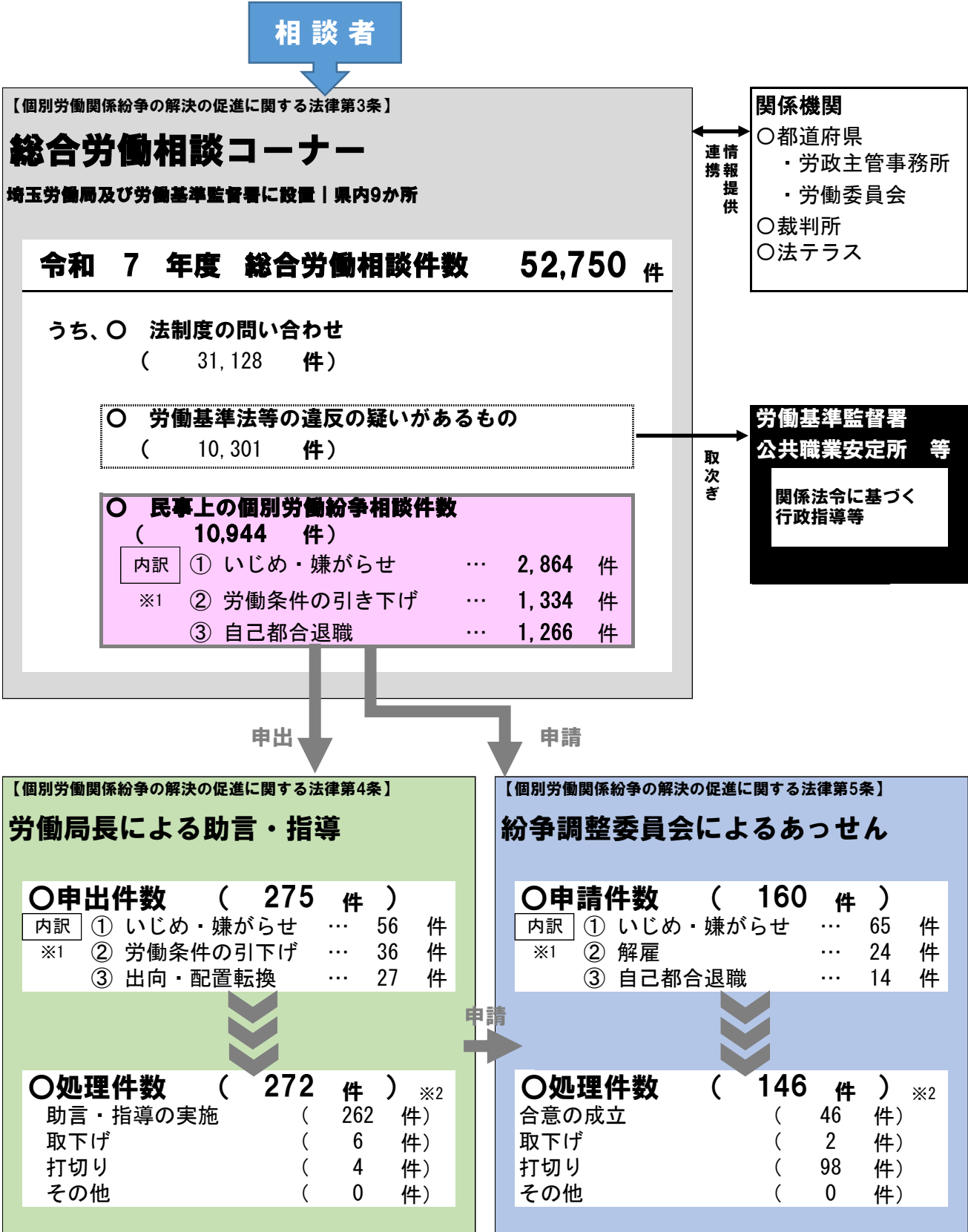
同法に基づく紛争解決の援助申立件数：25件（前年度41件）

同法に基づく調停申請受理件数：15件（前年度24件）

【別添資料】

- 別添1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添2 令和7年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添3 令和7年度における助言・指導及びあっせんの事例（埼玉労働局）
- 別添4 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- （参考） 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

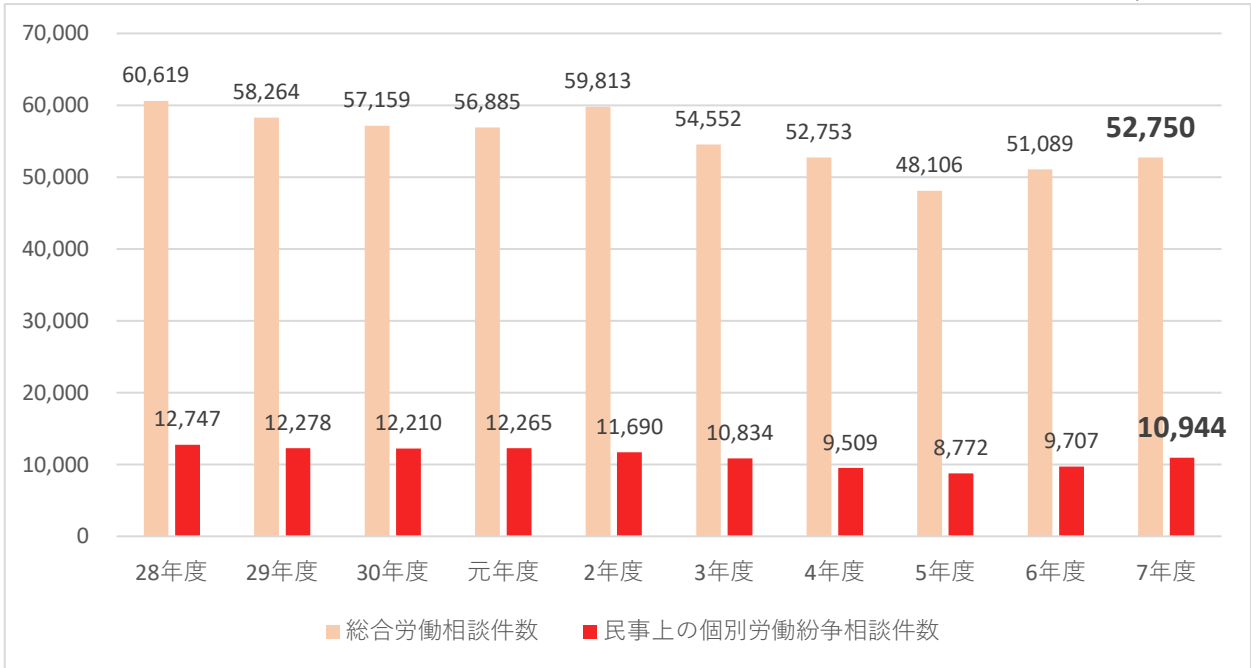
※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

令和7年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

1 総合労働相談

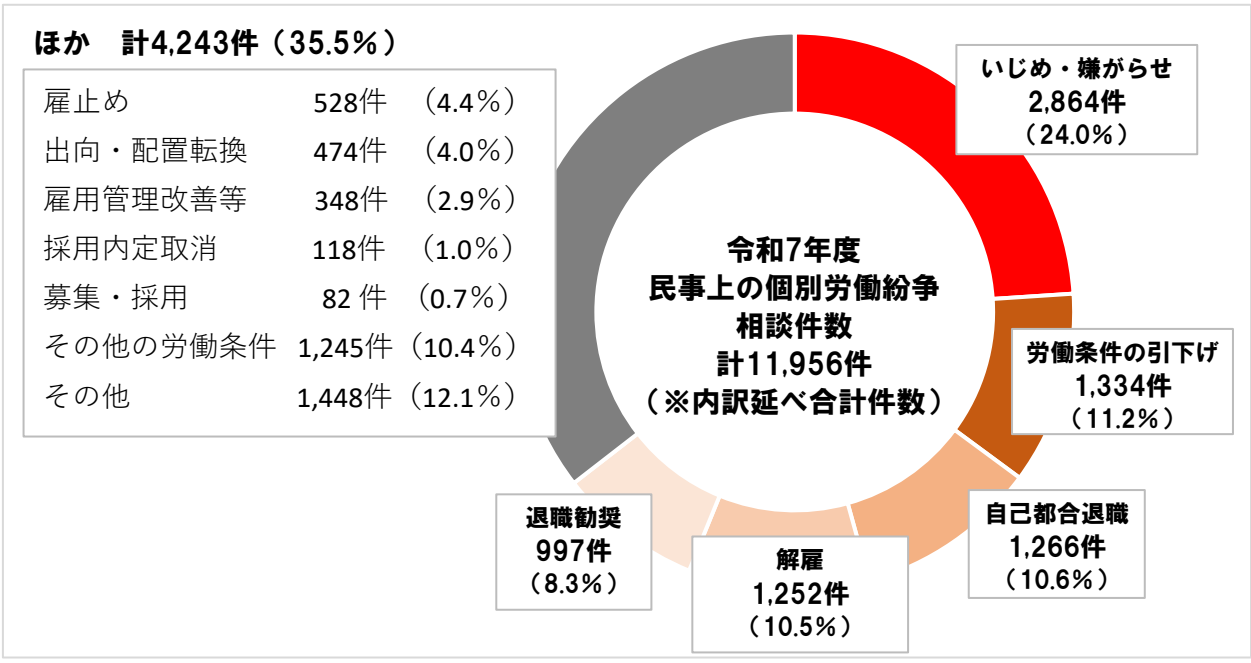
(1) 相談件数の推移

埼玉労働局



(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

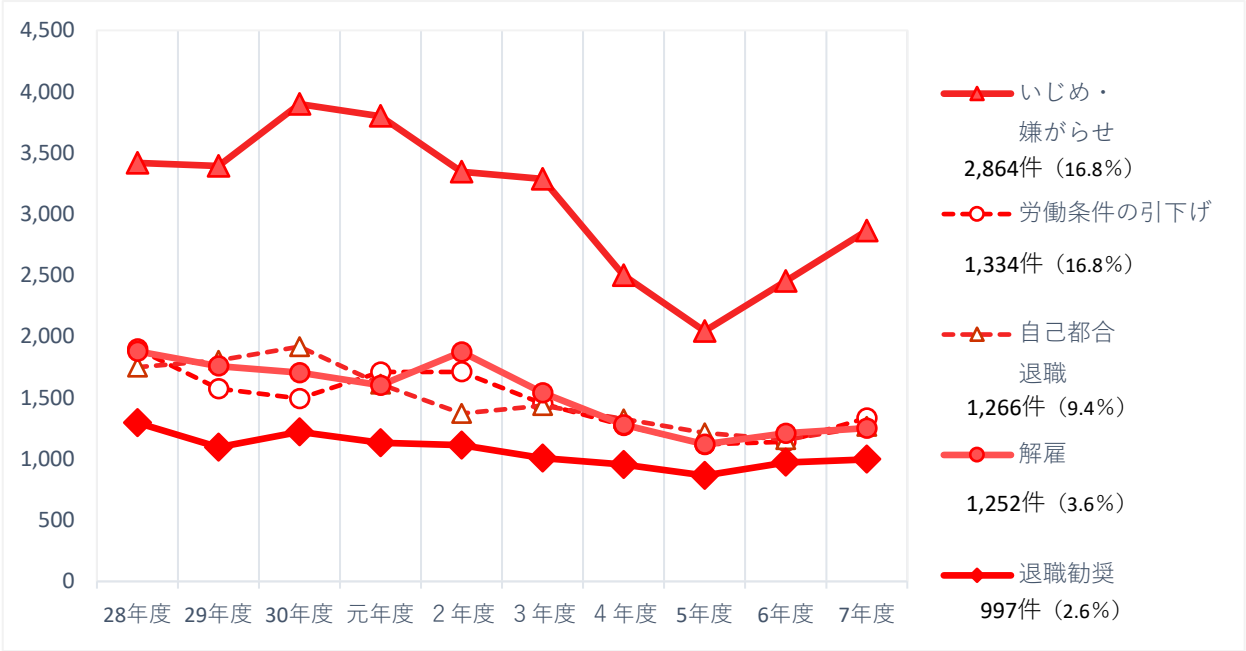
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

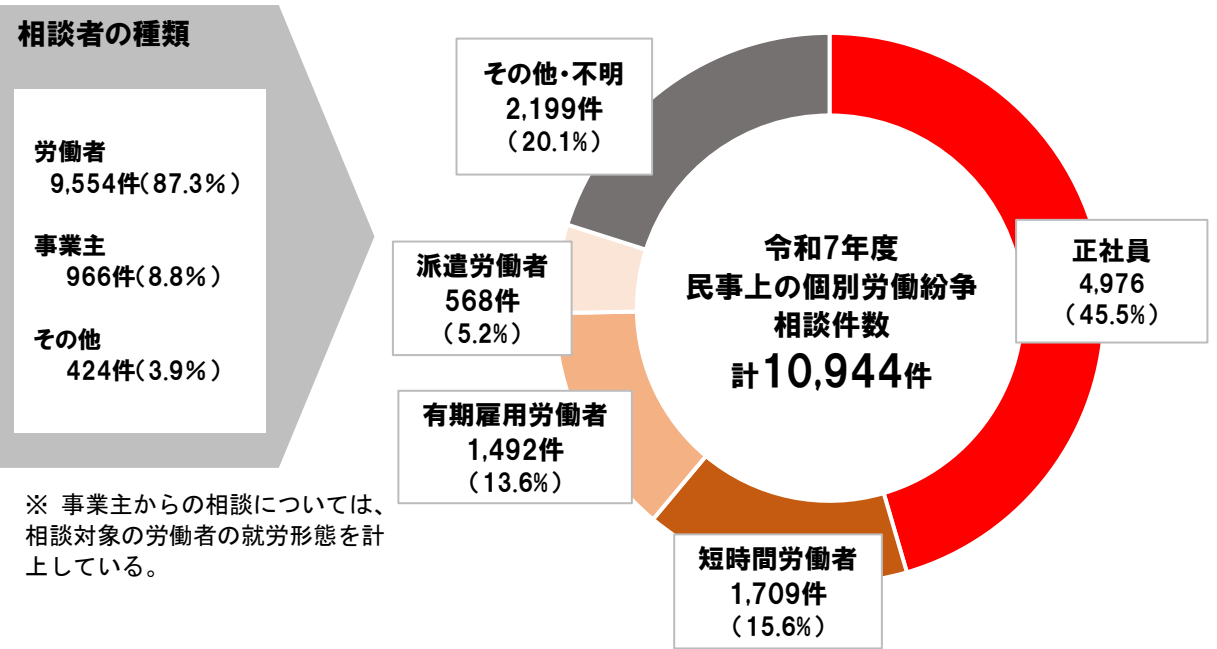
埼玉労働局



※ () 内は対前年度増加率

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ () 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%
元年度	1,602	520	1,133	66	1,610	452	1,710	1,153	3,800	276	100	1,488	13,910
	11.5%	3.7%	8.1%	0.5%	11.6%	3.2%	12.3%	8.3%	27.3%	2.0%	0.7%	10.7%	100.0%
2年度	1,875	698	1,112	91	1,371	421	1,712	940	3,346	297	100	1,437	13,400
	14.0%	5.2%	8.3%	0.7%	10.2%	3.1%	12.8%	7.0%	25.0%	2.2%	0.7%	10.7%	100.0%
3年度	1,541	590	1,006	91	1,436	386	1,452	1,071	3,287	271	66	1,332	12,529
	12.3%	4.7%	8.0%	0.7%	11.5%	3.1%	11.6%	8.5%	26.2%	2.2%	0.5%	10.6%	100.0%
4年度	1,280	551	955	80	1,327	418	1,274	977	2,499	326	80	1,319	11,086
	11.5%	5.0%	8.6%	0.7%	12.0%	3.8%	11.5%	8.8%	22.5%	2.9%	0.7%	11.9%	100.0%
5年度	1,120	525	865	68	1,212	313	1,119	1,085	2,044	233	92	962	9,638
	11.6%	5.4%	9.0%	0.7%	12.6%	3.2%	11.6%	11.3%	21.2%	2.4%	1.0%	10.0%	100.0%
6年度	1,209	579	972	75	1,157	360	1,142	1,028	2,453	272	101	1,206	10,554
	11.5%	5.5%	9.2%	0.7%	11.0%	3.4%	10.8%	9.7%	23.2%	2.6%	1.0%	11.4%	100.0%
7年度	1,252	528	997	118	1,266	474	1,334	1,245	2,864	348	82	1,448	11,956
	10.5%	4.4%	8.3%	1.0%	10.6%	4.0%	11.2%	10.4%	24.0%	2.9%	0.7%	12.1%	100.0%
対前年度増加率	3.6%	-8.8%	2.6%	57.3%	9.4%	31.7%	16.8%	21.1%	16.8%	27.9%	-18.8%	20.1%	13.3%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

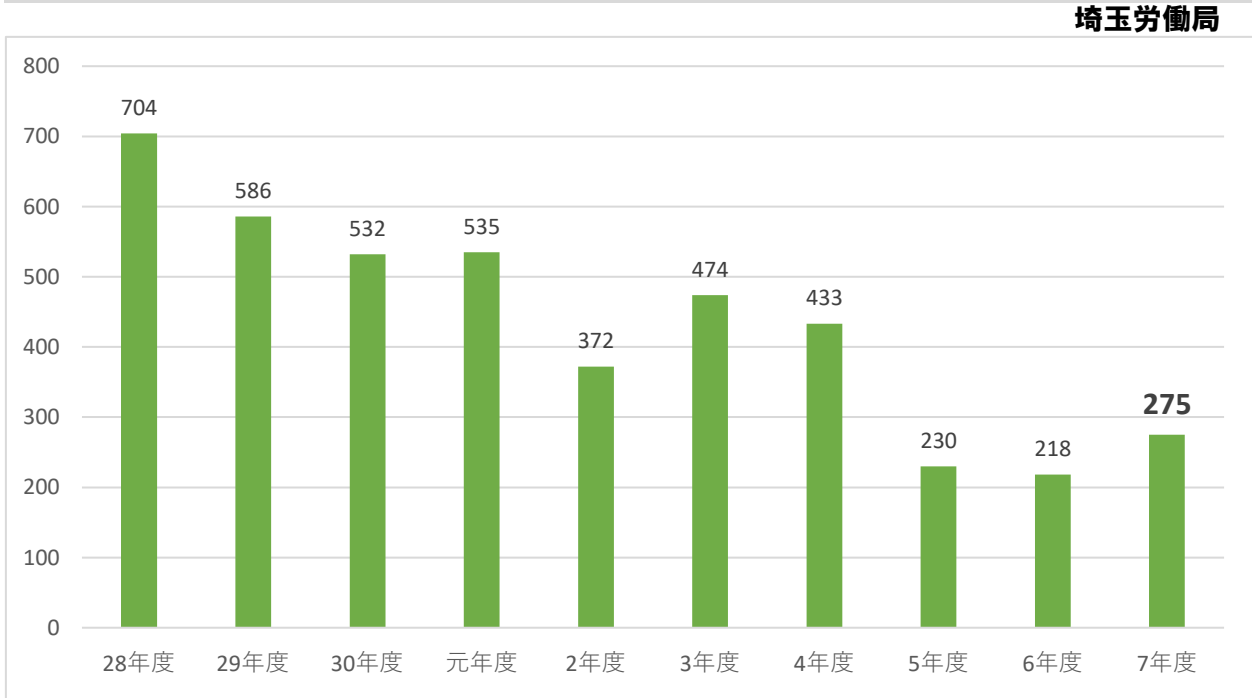
	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%
元年度	5,383	2,301	659	1,560	2,362	12,265
	43.9%	18.8%	5.4%	12.7%	19.3%	100%
2年度	4,649	2,230	686	1,524	2,601	11,690
	39.8%	19.1%	5.9%	13.0%	22.2%	100%
3年度	4,376	2,010	613	1,288	2,547	10,834
	40.4%	18.6%	5.7%	11.9%	23.5%	100%
4年度	4,104	1,539	546	1,270	2,131	9,590
	42.8%	16.0%	5.7%	13.2%	22.2%	100%
5年度	3,889	1,433	437	1,286	1,727	8,772
	44.3%	16.3%	5.0%	14.7%	19.7%	100%
6年度	4,122	1,585	478	1,456	2,066	9,707
	42.5%	16.3%	4.9%	15.0%	21.3%	100%
7年度	4,976	1,709	568	1,492	2,199	10,944
	45.5%	15.6%	5.2%	13.6%	20.1%	100%
対前年度増加率	20.7%	7.8%	18.8%	2.5%	6.4%	12.7%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

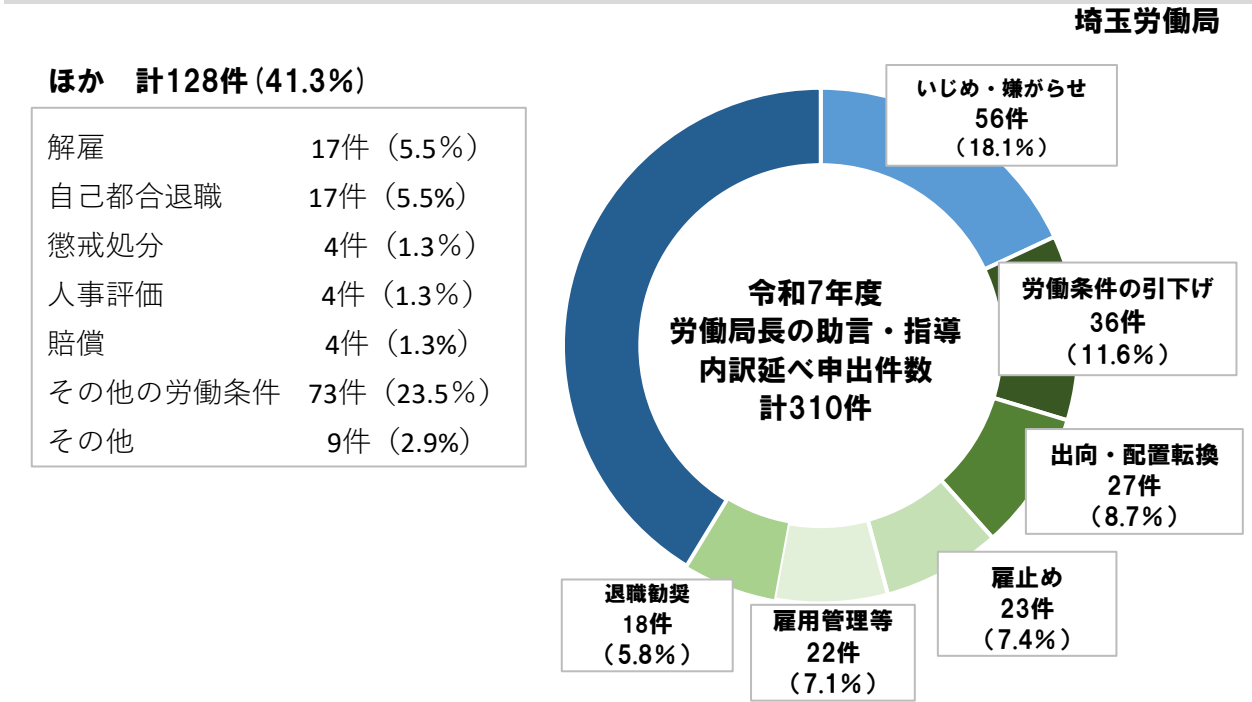
※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 申出件数の推移

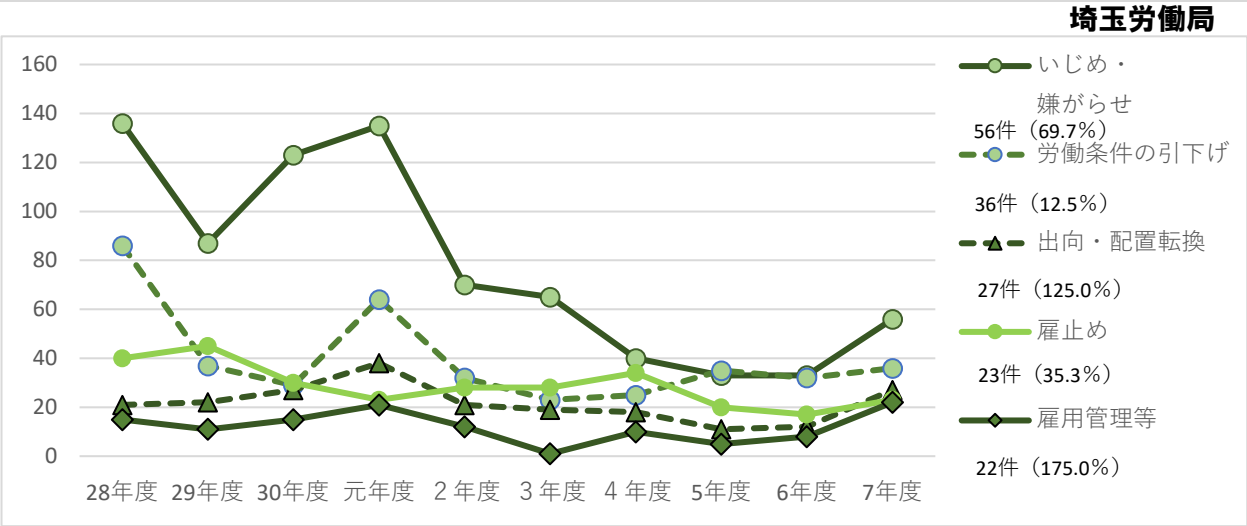


(2) 申出内容別の件数



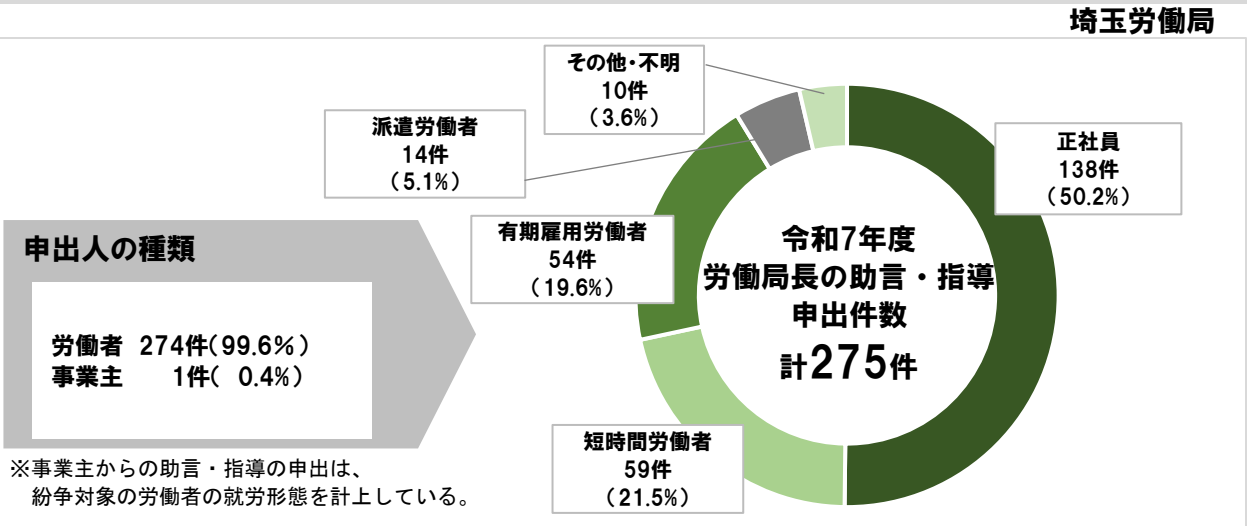
※ () 内は申出内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ申出件数は、1件の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申出内容別の件数推移(10年間)



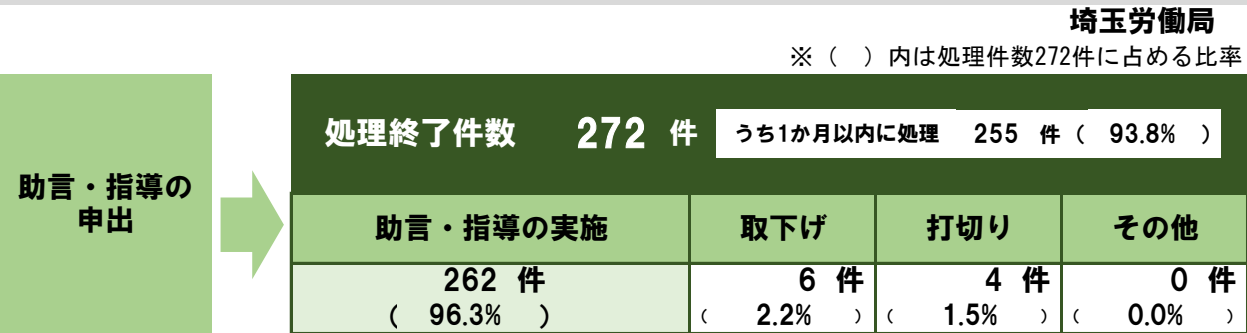
※ () 内は対前年度増加率

(4) 就労形態別の申出件数



※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況



【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	合計件数
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%
元年度	29	23	40	3	47	38	64	96	135	21	3	36	535
	5.4%	4.3%	7.5%	0.6%	8.8%	7.1%	12.0%	17.9%	25.2%	3.9%	0.6%	6.7%	100.0%
2年度	45	28	31	2	28	21	32	79	70	12	1	23	372
	12.1%	7.5%	8.3%	0.5%	7.5%	5.6%	8.6%	21.2%	18.8%	3.2%	0.3%	6.2%	100.0%
3年度	35	28	28	3	26	19	23	224	65	1	1	21	474
	7.4%	5.9%	5.9%	0.6%	5.5%	4.0%	4.9%	47.3%	13.7%	0.2%	0.2%	4.4%	100.0%
4年度	27	34	20	1	23	18	25	218	40	10	3	14	433
	6.2%	7.9%	4.6%	0.2%	5.3%	4.2%	5.8%	50.3%	9.2%	2.3%	0.7%	3.2%	100.0%
5年度	22	20	12	0	13	11	35	65	33	5	0	14	230
	9.6%	8.7%	5.2%	0.0%	5.7%	4.8%	15.2%	28.3%	14.3%	2.2%	0.0%	6.1%	100.0%
6年度	21	17	20	2	14	12	32	48	33	8	2	9	218
	9.6%	7.8%	9.2%	0.9%	6.4%	5.5%	14.7%	22.0%	15.1%	3.7%	0.9%	4.1%	100.0%
7年度	17	23	18	0	17	27	36	73	56	22	1	20	310
	5.5%	7.4%	5.8%	0.0%	5.5%	8.7%	11.6%	23.5%	18.1%	7.1%	0.3%	6.5%	100.0%
対前年度増加率	-19.0%	35.3%	-10.0%	-100.0%	21.4%	125.0%	12.5%	52.1%	69.7%	175.0%	-50.0%	122.2%	42.2%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、令和7年度の合計件数は、内訳延べ申請件数の合計を計上している。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%
元年度	285	112	32	86	20	535
	53.3%	20.9%	6.0%	16.1%	3.7%	100%
2年度	187	71	36	69	9	372
	50.3%	19.1%	9.7%	18.5%	2.4%	100%
3年度	201	175	28	58	12	474
	42.4%	36.9%	5.9%	12.2%	2.5%	100%
4年度	176	153	19	67	18	433
	40.6%	35.3%	4.4%	15.5%	4.2%	100%
5年度	117	40	12	48	13	230
	50.9%	17.4%	5.2%	20.9%	5.7%	100%
6年度	113	40	8	52	5	218
	51.8%	18.3%	3.7%	23.9%	2.3%	100%
7年度	138	59	14	54	10	275
	50.2%	21.5%	5.1%	19.6%	3.6%	100%
対前年度増加率	22.1%	47.5%	75.0%	3.8%	100.0%	26.1%

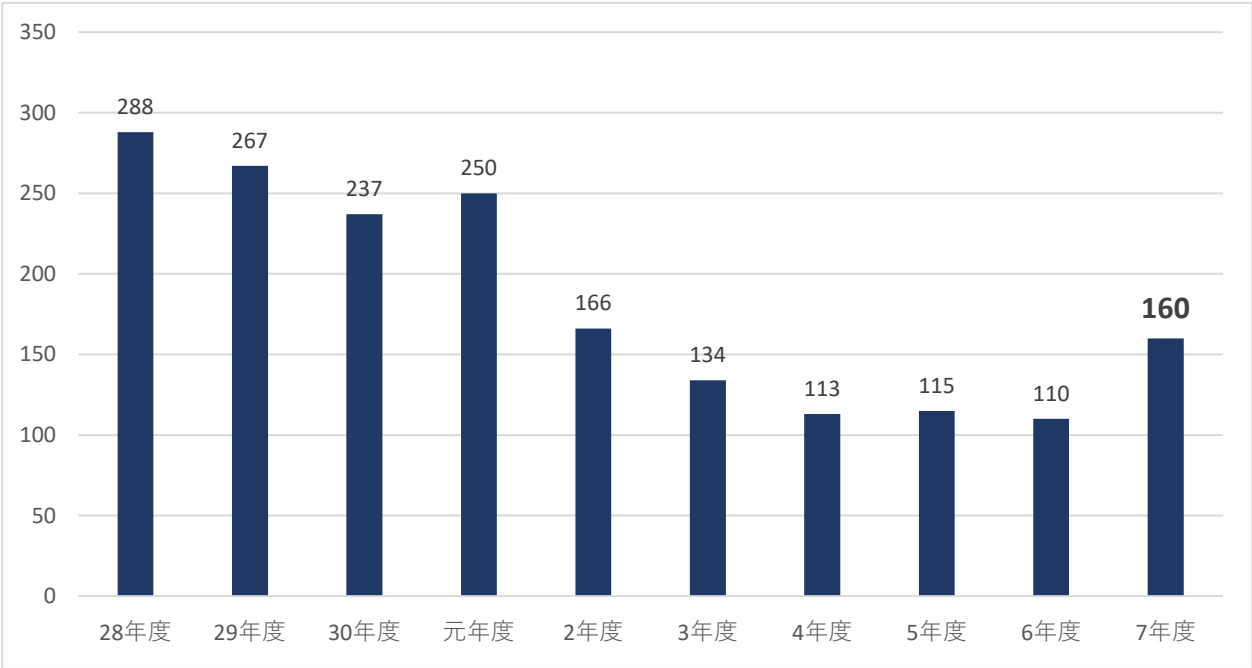
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

3 紛争調整委員会によるあっせん

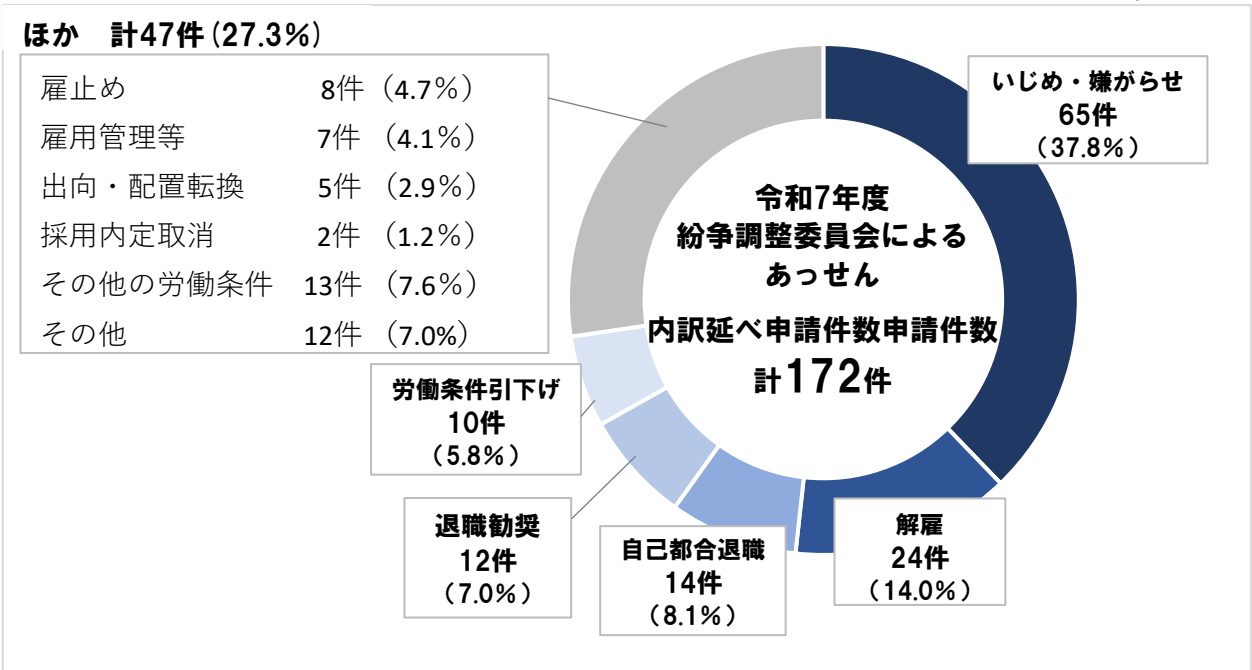
(1) 申請件数の推移

埼玉労働局



(2) 申請内容別の件数

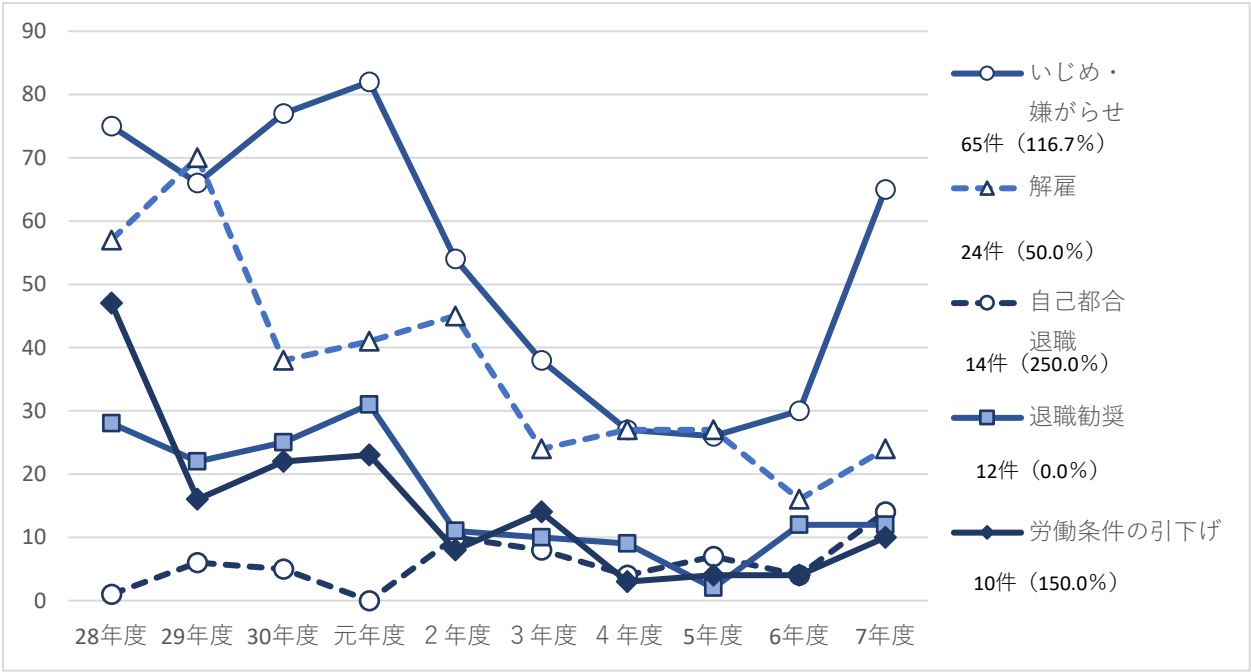
埼玉労働局



※ () 内は申請内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ申出件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申請内容別の件数推移(10年間)

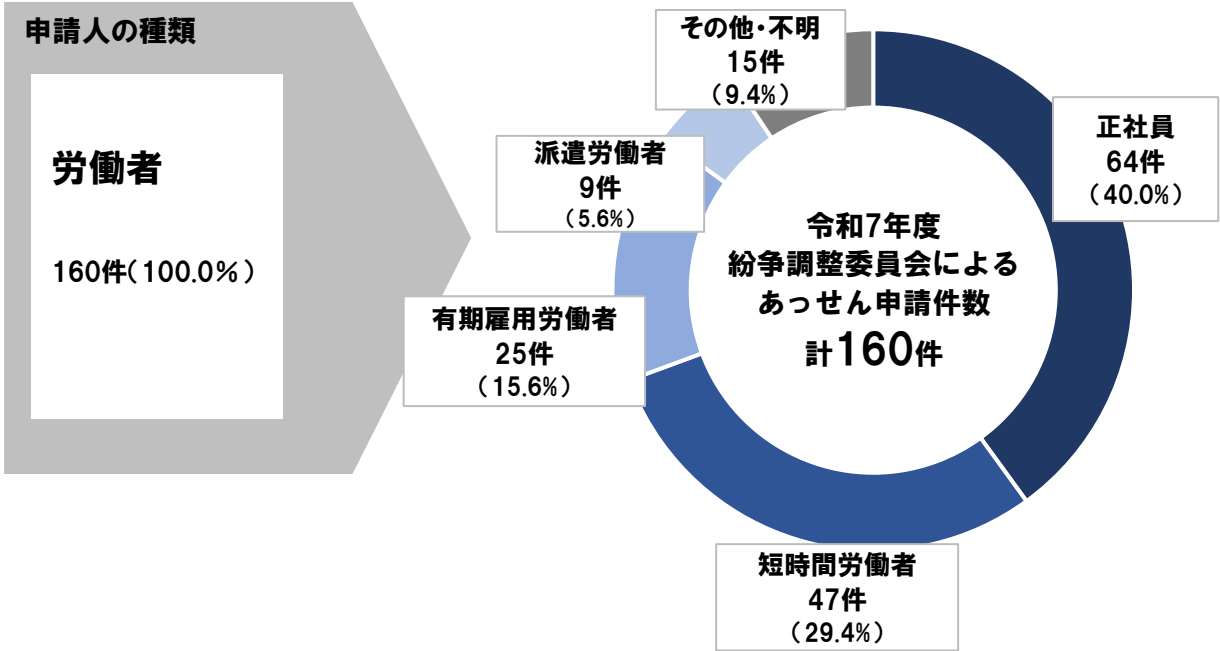
埼玉労働局



※ () 内は対前年度増加率

(4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



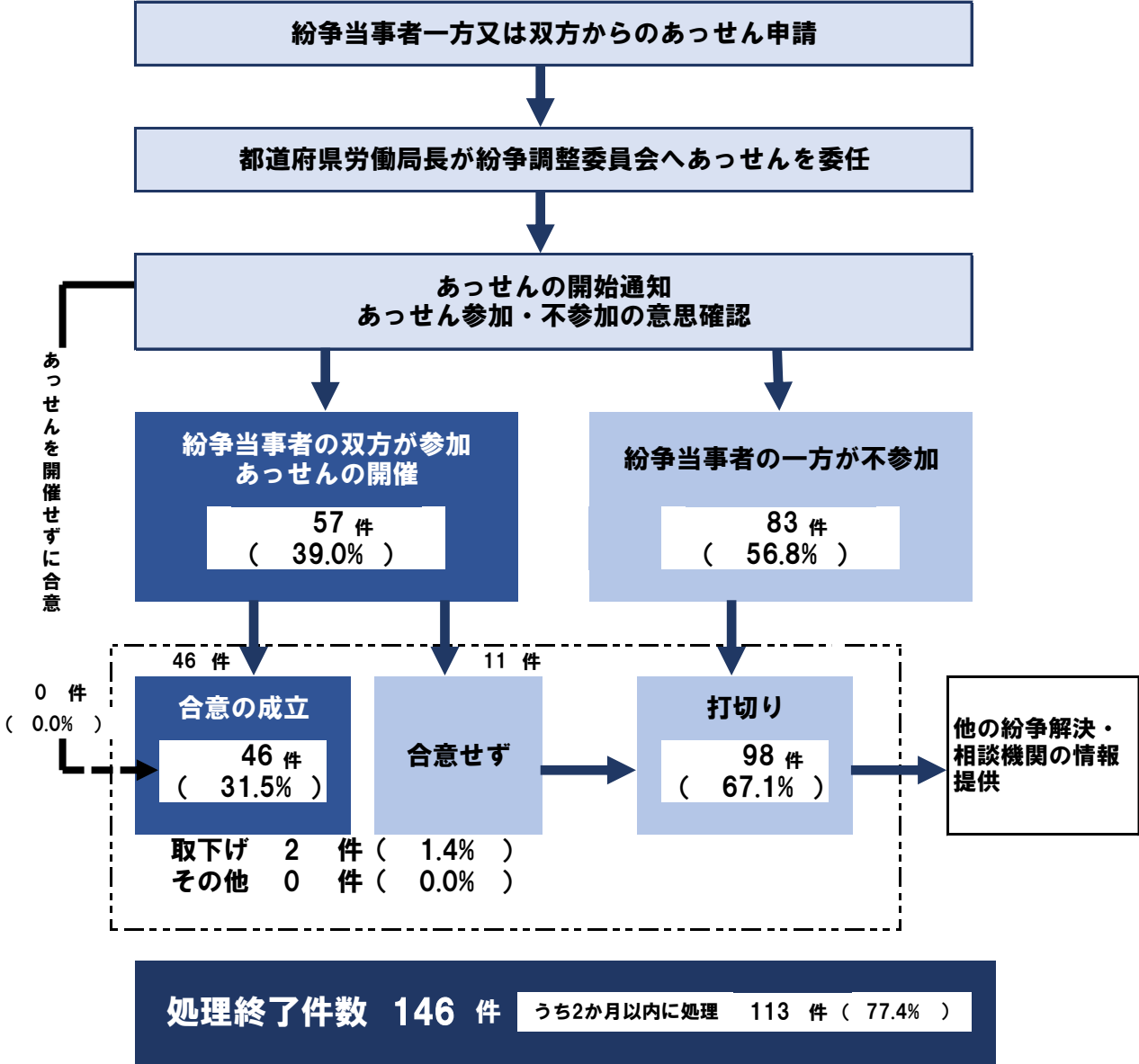
※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理終了件数 146 件に占める比率



埼玉労働局

【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／手続き終了件数	52.5%	48.3%	45.1%	50.0%	50.4%	43.5%	39.0%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
合意成立件数 ／手続き終了件数	37.7%	32.6%	30.3%	34.5%	37.2%	32.4%	31.5%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	68.8%	59.3%	54.7%	67.3%	63.2%	44.7%	80.7%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	合計件数
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%
元年度	41	18	31	3	0	14	23	25	82	6	7	250
	16.4%	7.2%	12.4%	1.2%	0.0%	5.6%	9.2%	10.0%	32.8%	2.4%	2.8%	100.0%
2年度	45	12	11	2	10	3	8	15	54	1	5	166
	27.1%	7.2%	6.6%	1.2%	6.0%	1.8%	4.8%	9.0%	32.5%	0.6%	3.0%	100.0%
3年度	24	11	10	2	8	2	14	17	38	1	7	134
	17.9%	8.2%	7.5%	1.5%	6.0%	1.5%	10.4%	12.7%	28.4%	0.7%	5.2%	100.0%
4年度	27	15	9	1	4	6	3	17	27	0	4	113
	23.9%	13.3%	8.0%	0.9%	3.5%	5.3%	2.7%	15.0%	23.9%	0.0%	3.5%	100.0%
5年度	27	13	2	1	7	0	4	29	26	0	6	115
	23.5%	11.3%	1.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.5%	25.2%	22.6%	0.0%	5.2%	100.0%
6年度	16	18	12	3	4	5	4	17	30	0	1	110
	14.5%	16.4%	10.9%	2.7%	3.6%	4.5%	3.6%	15.5%	27.3%	0.0%	0.9%	100.0%
7年度	24	8	12	2	14	5	10	13	65	7	12	172
	14.0%	4.7%	7.0%	1.2%	8.1%	2.9%	5.8%	7.6%	37.8%	4.1%	7.0%	100.0%
対前年度増加率	50.0%	-55.6%	0.0%	-33.3%	250.0%	0.0%	150.0%	-23.5%	116.7%	-	1100.0%	56.4%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、令和7年度の合計件数は、内訳延べ申請件数の合計を計上している。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%
元年度	132	56	15	37	10	250
	52.8%	22.4%	6.0%	14.8%	4.0%	100%
2年度	82	33	9	34	8	166
	49.4%	19.9%	5.4%	20.5%	4.8%	100%
3年度	60	38	6	25	5	134
	44.8%	28.4%	4.5%	18.7%	3.7%	100%
4年度	43	24	4	28	14	113
	38.1%	21.2%	3.5%	24.8%	12.4%	100%
5年度	52	27	10	23	3	115
	45.2%	23.5%	8.7%	20.0%	2.6%	100%
6年度	46	23	9	27	5	110
	41.8%	20.9%	8.2%	24.5%	4.5%	100%
7年度	64	47	9	25	15	160
	40.0%	29.4%	5.6%	15.6%	9.4%	100%
対前年度増加率	39.1%	104.3%	0.0%	-7.4%	200.0%	45.5%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

4 令和7年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談

52,750 件

①相談者の種類

労働者 33,896 件 事業主 13,105 件 その他 5,749 件

(64.3%) (24.8%) (10.9%)

相談者のうち、外国人 1,204 件 外国人のうち、技能実習生 110 件

(2.3%) (0.2%)

②相談の内訳

※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 56,216 件になる。

法制度の問い合わせ 31,128 件 労働基準法等の違反の疑いがあるもの 10,301 件

(55.4%) (18.3%)

民事上の個別労働相談 10,944 件 その他 3,843 件

(19.5%) (6.8%)

2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数

10,944 件

①相談者の種類

労働者 9,554 件 事業主 966 件 その他 424 件

(87.3%) (8.8%) (3.9%)

②労働者の就労状況

正社員 4,976 件 短時間労働者 1,709 件 派遣労働者 568 件

(45.5%) (15.6%) (5.2%)

有期雇用労働者 1,492 件 その他・不明 2,199 件

(13.6%) (20.1%)

③紛争の内容

※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 11,956 件になる。

普通解雇 1,040 件 整理解雇 88 件 懲戒解雇 124 件

(8.7%) (0.7%) (1.0%)

雇止め 528 件 退職勧奨 997 件 採用内定取消し 118 件

(4.4%) (8.3%) (1.0%)

自己都合退職 1,266 件 出向・配置転換 474 件 労働条件の引下げ 1,334 件

(10.6%) (4.0%) (11.2%)

その他の労働条件 1,245 件 いじめ・嫌がらせ 2,864 件 雇用管理改善等 348 件

(10.4%) (24.0%) (2.9%)

募集・採用 82 件 その他 1,448 件

(0.7%) (12.1%)

3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数

(1) 申出件数

275 件

①申出人の種類

労働者 274 件 事業主 1 件

(99.6%) (0.4%)

②労働者の就労状況

正社員 138 件 短時間労働者 59 件 派遣労働者 14 件

(50.2%) (21.5%) (5.1%)

有期雇用労働者 54 件 その他・不明 10 件

(19.6%) (3.6%)

③紛争の内容

※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 310 件になる。

普通解雇 16 件 整理解雇 0 件 懲戒解雇 1 件

(5.2%) (0.0%) (0.3%)

雇止め 23 件 退職勧奨 18 件 採用内定取消し 0 件

(7.4%) (5.8%) (0.0%)

自己都合退職 17 件 出向・配置転換 27 件 労働条件の引下げ 36 件

(5.5%) (8.7%) (11.6%)

その他の労働条件 73 件 いじめ・嫌がらせ 56 件 雇用管理改善等 22 件

(23.5%) (18.1%) (7.1%)

募集・採用 1 件 その他 20 件

(0.3%) (6.5%)

(2) 処理件数

272 件

①処理の区分

助言を実施 262 件 指導を実施 0 件

(96.3%) (0.0%)

取下げ 6 件 打切り 4 件 その他 0 件

(2.2%) (1.5%) (0.0%)

②処理の期間

1か月以内 255 件 1か月を超えて2ヶ月以内 15 件 2か月超 2 件

(93.8%) (5.5%) (0.7%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数						
(1) 申請件数						
160 件						
① 申請人の種類						
労働者	160 件 (100.0%)	事業主	0 件 (0.0%)	労使双方	0 件 (0.0%)	
② 労働者の就労状況						
正社員	64 件 (40.0%)	短時間労働者	47 件 (29.4%)	派遣労働者	9 件 (5.6%)	
有期雇用労働者	25 件 (15.6%)	その他・不明	15 件 (9.4%)			
③ 紛争の内容	※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 172 件になる。					
普通解雇	24 件 (14.0%)	整理解雇	0 件 (0.0%)	懲戒解雇	0 件 (0.0%)	
雇止め	8 件 (4.7%)	退職勧奨	12 件 (7.0%)	採用内定取消し	2 件 (1.2%)	
自己都合退職	14 件 (8.1%)	出向・配置転換	5 件 (2.9%)	労働条件の引下げ	10 件 (5.8%)	
その他の労働条件	13 件 (7.6%)	いじめ・嫌がらせ	65 件 (37.8%)	雇用管理等	7 件 (4.1%)	
その他	12 件 (7.0%)					
(2) 処理件数						
146 件						
① 処理の区分						
当事者間の合意の成立	46 件 (31.5%)	うちあっせんを開催 せずに合意したもの		0 件 (0.0%)		
申請の取下げ	2 件 (1.4%)	その他		0 件 (0.0%)		
打切り	98 件 (67.1%)	うち不参加による打切り		83 件 (56.8%)		
② 処理の期間						
1か月以内	76 件 (52.1%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	37 件 (25.3%)	2か月超	33 件 (22.6%)	

※ () 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

5 都道府県別の件数一覧

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

総合労働相談件数		民事上の個別労働紛争 相談件数		労働局長による助言・指導 申出件数		紛争調整委員会による あっせん申請件数	
労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数
1 東京	171,056	東京	30,852	大阪	1,171	東京	1,431
2 大阪	144,871	大阪	26,853	東京	835	大阪	374
3 愛知	77,768	神奈川	16,383	愛知	762	神奈川	271
4 神奈川	68,783	愛知	15,476	千葉	559	愛知	231
5 埼玉	52,750	北海道	11,416	兵庫	558	兵庫	180
6 千葉	48,841	福岡	11,387	静岡	488	埼玉	160
7 福岡	45,545	埼玉	10,944	神奈川	423	北海道	147
8 兵庫	42,107	兵庫	10,391	埼玉	275	福岡	121
9 北海道	35,871	千葉	9,771	滋賀	272	千葉	105
10 静岡	33,612	京都	7,815	福岡	236	茨城	101
11 広島	30,398	静岡	7,245	広島	227	京都	97
12 宮城	23,245	宮城	6,341	沖縄	226	静岡	89
13 京都	22,482	広島	6,069	熊本	213	奈良	83
14 長野	20,672	茨城	5,986	北海道	195	沖縄	78
15 茨城	20,668	群馬	5,095	茨城	190	宮城	73
16 群馬	20,401	福島	5,083	石川	190	広島	68
17 岐阜	19,094	熊本	5,019	奈良	173	福島	65
18 新潟	18,773	長野	4,917	京都	169	長野	59
19 熊本	17,556	新潟	4,491	三重	158	栃木	52
20 滋賀	15,749	滋賀	4,415	宮城	148	滋賀	47
21 福島	15,697	岡山	4,254	群馬	142	熊本	46
22 岡山	15,151	岐阜	4,213	愛媛	136	長崎	40
23 三重	14,303	岩手	3,687	新潟	134	宮崎	40
24 栃木	13,958	鹿児島	3,520	長崎	127	群馬	39
25 愛媛	13,098	長崎	3,352	長野	124	新潟	36
26 鹿児島	12,914	栃木	3,311	栃木	116	石川	34
27 山口	12,544	愛媛	3,251	青森	104	岐阜	32
28 岩手	11,639	石川	3,125	岡山	103	和歌山	32
29 石川	11,446	大分	3,018	山口	95	岡山	32
30 長崎	10,214	三重	2,965	山形	89	山口	32
31 香川	9,937	山口	2,779	大分	85	山梨	31
32 沖縄	9,876	富山	2,737	徳島	84	三重	31
33 佐賀	9,391	宮崎	2,737	福島	82	愛媛	29
34 宮崎	9,282	沖縄	2,548	秋田	79	青森	28
35 大分	9,106	青森	2,458	香川	70	岩手	24
36 奈良	9,088	和歌山	2,457	富山	62	鹿児島	21
37 青森	8,354	香川	2,376	岐阜	62	高知	17
38 山形	8,261	奈良	2,356	宮崎	59	秋田	15
39 富山	8,216	佐賀	2,354	鳥取	58	佐賀	15
40 和歌山	7,869	山形	2,101	岩手	56	富山	14
41 高知	7,833	秋田	1,921	山梨	55	福井	14
42 福井	7,521	鳥取	1,641	福井	46	山形	11
43 山梨	7,144	高知	1,623	島根	45	大分	11
44 秋田	6,748	山梨	1,619	和歌山	41	島根	10
45 徳島	6,236	福井	1,572	鹿児島	40	鳥取	9
46 島根	6,071	徳島	1,565	高知	29	徳島	6
47 鳥取	5,871	島根	1,564	佐賀	25	香川	5
合計	1,198,010	合計	277,053	合計	9,616	合計	4,486

令和7年度における助言・指導及びあっせんの事例

埼玉労働局

事例1	配置転換にかかる助言・指導
事案の概要	申出人Aは、X社内で支店異動の打診を受け、一度承諾したが、体調が悪化したため、現支店での勤務を継続したいと申し入れたが認めてもらえなかった。そこで、Aは現支店での勤務を求め、助言の申出を行った。
助言・指導の内容・結果	局は申出を受け、X社に対し、労働契約法上の仕事と生活の調和への配慮の原則や、安全配慮義務を説明し、申出人の希望を踏まえて話し合うよう助言した。労使の話し合いの結果、Aは希望どおり現支店での勤務を続けることとなり、解決した。

事例1	退職勧奨にかかるあっせん
事案の概要	申請人Bは、S社と1年間の有期雇用契約を締結し就労していたが、私傷病で1か月休職をした後に契約期間途中で退職するようS社から強要され退職を余儀なくされた。そこでBは、残りの契約期間の経済的損失と精神的慰謝料に係る補償金を求め、あっせん申請を行った。
あっせんのポイント・結果	局は申請を受け、あっせんの開催により、「S社はBに約2か月半分の賃金に相当する金額の補償金を支払う」という和解が成立し、解決した。

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名 称	所在地	電話番号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
		相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-511-7010
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	春日部総合労働相談コーナー	〒344-0062 埼玉県春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎2階 (春日部労働基準監督署内)	048-615-9158
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2003-6967
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条・第6条・第12条・第13条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。